

新型コロナウィルスに関する注意喚起（第5報）

1 フィジーは、新型コロナウィルスへの感染予防措置について、規制内容を以下のとおり更新し、2月28日（金）より発動されます（更新箇所をハイライト）。

（1）フィジー入国前14日以内に中国本土（mainland China）に滞在していた渡航者の入国を禁止する（2月2日以降変更なし）。

（2）フィジー入国前14日以内にイタリア、イラン及び韓国チョンド（清道）郡（Cheongdo）及びテグ（大邱）広域市(Daegu)に滞在歴がある外国人の入国を禁止する。

（3）すべてのクルーズ船の入港をスバ港及びラウトカ港に限定し、すべての搭乗者が医療及び渡航歴の検査を受ける。

（4）3月2日（月）以降、すべての国際航空便の入国者に対して携帯型体温計による検査を行い、2、3週間以内にすべての国際空港にサーマルスキャナーを導入する。

2 2月27日現在、フィジー国内において新型コロナウィルスへの感染例は確認されておりませんが、引き続き最新情報の収集に努めてください。万が一感染の疑いがある場合は速やかに最寄りの医療施設で受診してください。また、フィジー国内において感染事例又はその疑いのある情報に接した場合には、大使館に連絡してください。

3 緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに安否確認・支援活動等を行います。まだ登録がお済みでない方、住所などを変更された方、または既に帰国された方は、大使館に連絡するか、以下のリンクから手続きを行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

新型コロナウィルスに関する注意喚起（第6報）

1 キリバスは、新型コロナウィルスへの感染予防措置について、2月25日付で規制内容を以下のとおり更新しています（更新箇所をハイライトしています。）。

なお、2月25日現在、キリバス外務・移民省公式ホームページに掲載されている規制内容は更新されていませんので注意してください。

（1）新型コロナウィルスへの感染が継続して確認されている国（地域）への渡航を計画しているキリバス国民及び住民に対し、不必要的渡航を避けることを勧告する。

（2）上記渡航を延期できない場合には常に予防措置を講じなければならない。

（3）渡航前に急性呼吸器疾患を示す兆候がある場合には、治療を奨励するとともに、渡航制限を通知する。

（4）渡航中及び渡航後に急性呼吸器疾患を示す兆候がある場合には、治療及び医療従事者に渡航歴を共有することを奨励する。

（5）タラワ又はクリスマスを経由してキリバスに入国しようとする渡航者はすべて、入国時に保健入国フォームを記入及びE-TICKET（写）を提出する。

（6）国際空港又は海港からキリバスに入国しようとする渡航者はすべて、入国時に体温検査を受ける。

（7）新型コロナウィルスへの国内感染が現在継続して確認されている国（地域）からの渡航者はすべて、キリバス上陸前に新型コロナウィルスの感染例が確認されていない国において14日以上滞在しなければならない。また、医療診断書の提出、及び／または、新型コロナウィルスに感染していないことを証明しなければならない。

注1：感染が確認された国における継続した感染とは、世界保健機構（WHO）の状況報告に基づくものである。

注2：「14日」とは、感染国を出国した日を起算日とし、14日目にキリバスに到着するまでの期間を指す。)

（8）上記14日の期間よりも早くキリバスに上陸しようとした場合には、保健検疫対策が施されるほか、個人の健康状態に応じて出発元の国への強制送還が考慮される。

2 新型コロナウィルスへの国内感染が現在継続して確認されている国（地域）

中国（香港、マカオ及び台湾を含む。）、シンガポール、韓国、日本、マレーシア、ベトナム、タイ、米国、豪州、ドイツ、フランス、英國、スペイン、UAE、エジプト、イタリア

3 2月25日現在、キリバス国内において新型コロナウィルスへの感染例は確認されておりませんが、引き続き最新情報の収集に努めてください。万が一感染の疑いがある場合は速やかに最寄りの医療施設で受診してください。また、キリバス国内において感染事例又はその疑いのある情報に接した場合には、大使館に連絡してください。

4 緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに安否確認・支援活動等を行います。まだ登録がお済みでない方、住所などを変更された方、または既に帰国された方は、大使館に連絡するか、以下のリンクから手続きを行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>